


報道機関各位

令和8年（2026年）2月26日（木）15時00分 配布

<p>項目</p>	<p>感染症発生動向に関する水痘（みずぼうそう）注意報の発令について</p>
<p>配付資料</p>	<p>水痘注意報の発令について</p>
<p>内容及び報道に当たったのお願い</p>	<p>令和8年第8週（2月16日～2月22日）（速報値）の感染症発生動向調査で網走保健所において水痘患者数報告数が注意報基準に達しましたので、お知らせします。 なお、管内市町、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するために周知します。</p> <p>※注意報基準：定点医療機関あたり水痘者報告数が1週間で1名以上 ※管内市町：網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈水痘予防のポイント〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水痘の原因病原体である水痘一帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。 2 平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。 3 学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。 </div>
<p>他のクラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>北海道網走保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室） 健康推進課長 玉井 綾子 電話（0152）－41－0694 FAX（0152）－44－4879</p> <p>※この発表についてのお問合せは、 17：30までに上記へお願いします。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

水痘注意報の発令について

令和8年(2026年)2月26日(木)15時00分

北海道網走保健所

電話：0152-41-0694

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第8週(令和8年2月16日～令和8年2月22日)において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、水痘注意報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数(第8週速報値)

区分	網走保健所管内	全道	全国
定点あたり患者数	1.00人	0.35人	0.18人

2 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染(空気感染)するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。

平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

3 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって(痂皮化)治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

4 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第4週 (1/19～1/25)	第5週 (1/26～2/1)	第6週 (2/2～2/8)	第7週 (2/9～2/15)	第8週 (2/16～2/22)
網走保健所	0(0.00)	0(0.00)	2(1.00)	0(0.00)	2(1.00)※
全道	63(0.62)	49(0.48)	60(0.59)	53(0.52)	35(0.35)※
全国	960(0.42)	712(0.31)	770(0.33)	683(0.30)※	410(0.18)※

※第7週(全国)及び第8週(網走保健所、全道、全国)の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 水痘の注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で1人以上となった場合
警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で2人以上となった場合
※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が1人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の小児定点医療機関を受診した水痘患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。